

災害時における簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における簡易間仕切りシステム等の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、志摩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、乙の考案した避難所用簡易間仕切りシステムおよび段ボール製簡易ベッド等（以下「間仕切り等」という。）の円滑な供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請等）

第2条 甲は、災害時、防災訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請は、物資供給要請書（様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

4 甲は、法第2条第1号の規定する災害以外の災害等により、間仕切り等の供給が必要であるときは、乙に要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に応じるものとする。この場合において、要請に係る手続は第2項の規定を準用する。

（協力等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（間仕切り等の引き渡し）

第4条 間仕切り等の引き渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、当該引き渡し場所においては、甲及び乙が確認後、これを受け取るものとする。

（間仕切り等の運搬）

第5条 間仕切り等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が支援したことにより生じた費用は、甲が負担することを原則とする。なお、費用は、災害の発生した直前における価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく支援の要請及び相手方への回答を円滑に行うため、災害発生時等における連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも文書によってこの協定を更新しない旨の通知がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月27日

甲 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
志摩市

志摩市長 橋爪 政吉

乙 東京都世田谷区松原5丁目2番4号

特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク

代表理事 坂 茂

様

志摩市長

物資供給要請書

災害時における簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

記

物資名	要請数量	搬入希望日（希望場所）	備考
		月 日（ ）	

問合せ先 担 当

電 話

F A X

メー ル